

判 決 要 旨

《事件番号と事件名》

平成21年（行ケ）第35号 選挙無効請求事件

《当事者》

原 告

被 告 東京都選挙管理委員会

《事案の要旨》

本件は、平成21年8月30日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙（以下「本件選挙」という。）における東京都第1区の選挙人である原告が、公職選挙法における衆議院小選挙区の区割りを定めた同法別表第一及び13条1項の規定（以下「本件区割規定」という。）は、法の下での平等を定めた憲法14条1項等に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の同選挙区における選挙も無効である旨主張して、同選挙の無効を求めた事案である。

なお、平成17年実施の国勢調査の結果によれば、人口が最少の高知県第3区と東京都第1区との議員1人当たりの人口較差は1対2.062、高知県第3区と人口が最多の千葉県第4区との較差は1対2.203であり、高知県第3区との人口較差が2倍を超える選挙区数は48であった。本件選挙当日においては、高知県第3区と東京都第1区との較差は1対2.186であり、最大較差は、高知県第3区と千葉県第4区との1対2.304であった。

《結論—判決主文》

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

《争点》

本件区割規定は憲法に違反するか否か。

《判断の骨子》

- 1 国民主権の原理及び憲法14条1項からすると、憲法は、議員の定数や選挙区

等を定める立法について、投票価値の平等を最重要の理念として要求していると解される。しかし、かかる理念は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由と合理的に調和するものである限り、各選挙人の投票の有する影響力、すなわち投票価値が、その投票する選挙区により完全に平等でないとしても、それが国会の裁量権の行使として合理性を是認し得るものである範囲内においては、憲法14条1項等に反するものではない。

- 2 都道府県は、歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、一つの政治的まとまりを有する単位として機能しており、選挙区割りをするに当たって、無視することのできない基礎的な要素の一つであり、都道府県の内部において選挙区割りをするに当たっても、市町村その他の行政区画、地勢、交通等のほか、従来の選挙の実績、選挙区としてのまとまり具合、面積の大小、人口密度、住民構成等諸般の事情がある程度考慮されるべきである。

現行のいわゆる一人別枠方式は、1票の価値の不平等状態をもたらした原因となっていると認められる点にかんがみると、その合理性につき何らの問題もないとはいえない。また、前記《**事案の要旨**》記載の平成17年実施の国勢調査時点での選挙区間の人口較差は、投票価値の平等実現という最重要の憲法上の要請からみれば、平成12年実施の国勢調査時点での較差状況（最大較差は1対2.064、人口較差が2倍以上となる選挙区の数は9）よりも大きく悪化しており、憲法上好ましいものではない。しかし、上記の較差が、最大で2倍を約10パーセント超過しているものの、較差が2倍以上となった選挙区の数は全選挙区の約6分の1にとどまっていることに照らすと、本件区割規定による区割りは、選挙制度の全体において投票価値の著しい不平等状態に立ち至らせているものとまでは認められず、その限度ではなお合理性を残している。

- 3 そうすると、本件選挙施行時において、本件区割規定は憲法に違反するものであるとはいえず、本件選挙が無効であるということもできない。

以上